平成２１年（フ）第２８９号
秋田県潟上市昭和豊川山田字家の上15番地１
債務者　金子亜由子
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２９４号
秋田市山王中島町２番37号　楢岡アパート301号
債務者　山口八重子
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２８号
福島市飯坂町中野字西八景13番地の１
債務者　秋葉　初美
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第２３３号
福島市佐原字下林19番地の８
債務者　佐久間千寿子
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第４７号
福島県南相馬市鹿島区北右田字釼宮13番地
債務者　田村　裕史
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第５１号
福島県相馬市新沼字刈敷田14番地の10
債務者　林　佐和子
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第７８号
茨城県守谷市本町412番地
債務者　川﨑　　仁
1　決定年月日時　平成21年７月28日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第７９号
茨城県守谷市本町412番地
債務者　川﨑千枝子
1　決定年月日時　平成21年７月28日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第３９４号
川崎市宮前区初山１丁目24番22号105
債務者　佐藤　哲弥
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第４１５号
横浜市鶴見区岸谷１－２－７－507、住民票上の住所川崎市川崎区殿町２丁目７番６号高橋ハイツ202
債務者　遠藤　信之
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第４１８号
川崎市川崎区池田１丁目４番３号　池田荘203
債務者　有田　公男
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第４２１号
川崎市宮前区鷺沼３丁目２番地２　エアフォルク鷺沼404
債務者　小川　洋子
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第４３０号
川崎市宮前区鷺沼２丁目18番地２　ハイツ白樺113
債務者　和田　英夫
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第４３１号
川崎市宮前区鷺沼２丁目18番地２　ハイツ白樺113
債務者　和田　正子
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第４４３号
川崎市中原区下小田中３丁目13番１号　コーポ竹内101
債務者　竹村　久美（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３０５号
福井県福井市西学園２丁目1102番地１
債務者　吉村　　博
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３０６号
福井市新田塚２丁目64番１号
債務者　白井　絹江
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福井地方裁判所民事部破産係